

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (稲美町)	神姫バス株式会社	1	138

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 8 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	前年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・19号	第12・13・22号

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額＝ナ	残存価額(円) 前年度(2年目のみ)の額＝ウ	普通償却限度額 (定率法)ナ×0.4＝ム (定額法)ナ×0.2＝ム	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) ム＋ウ＝ノ	事業者償却額(円) オ	ノとのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)＝マ (最終年度)ク＝マ	計画額(千円) マ×1/2＝ケ	※残存価格(円) ラ＝マ＝フ
1	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	3,310,382
計	15,000,000	3,960,000	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618		650 千円	324	3,310,382

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内＝コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	計画額(千円) ア×1/2＝サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ＋ア	計画額(千円) ケ＋サ
650	324

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿 京阪神	1	43,000円	13%	281,000円	87%			800円	
合計		43,000円		281,000円				800円	

(1) 記載要領

- 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1面ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 「車両購入金融費用」の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 「車両購入金融費用」は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 「普通償却限度額」の欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 「普通償却限度額(ム欄)」は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500

(2) 添付書類

- 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

令和 8 年 6 月 日

（名称）稲美町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
稲美町では、加古川市、播磨町へアクセスできる幹線交通である路線バスを軸に、町域内に公共交通機関網が広がっている。路線バスについては、公共交通で土山駅及び加古川駅へと向かう唯一の手段として、通勤・通学や車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。しかしながら、人口の減少と自家用車の普及でバス利用者は減少し、減便などに伴う利用環境の悪化が進んでいる。 また、現在のバス路線は基本的に各集落から駅へと向かうため、日常生活に必要不可欠な役場及び周辺の医療施設、商業施設の多い場所へのアクセスは不十分であり、「あいのりいなみ」が路線バスに接続する支線としての役割を担うことで町内の公共交通ネットワークを構築している。 このため、地域公共交通確保維持事業により、土山駅～上新田北口線、土山駅～母里線及び加古川駅～上新田北口線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
町内路線バス利用者を 450,000 人以上とする。
(2) 事業の効果
町内の各路線を維持することにより、高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域内フィーダー系統と連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・系統や便数、運行ダイヤの見直し（事業者） ・通過型路線バス時刻表、バス停別時刻表（ポケット時刻表）の作成・町内全戸配布（稲美町） ・沿線の幼稚園・保育園・小中学校にモビリティマネジメントを行う。（稲美町、事業者）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る土山駅～母里線、土山駅～上新田北口線、加古川駅～上新田北口線について、その運行に係る費用に対し、稲美町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行費用から差し引いた差額を、系統キロ程に対する稲美町のキロ程の割合に応じて負担することとしている。 表 2 を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・バス事業者保有のデータ（停留所毎の乗降調査、系統別輸送実績等）による。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
表 4 を添付
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別添「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
法定耐用年数 5 年を長期間上回って使用しているバス車両は、機能劣化が進行し、旅客運送における安全性の確保や燃費性能の低下が懸念される。 このため、主に当該幹線系統を運行する事業者の車両更新を支援することにより、輸送の安全確保を図るとともに、地球環境にやさしいバス輸送を推進する。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
土山駅～上新田北口線のバス利用者を 251,000 人以上とする。 土山駅～母里線のバス利用者を 140,000 人以上とする。
(2) 事業の効果
車両を計画的にノンステップバス等のバリアフリーに対応した車両を導入することにより、安全な運行につながるとともに、子どもから高齢者、障害のある方がバスに乗りやすい環境整備につながる。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する土山駅～母里線、土山駅～上新田北口線の車両の取得について、購入費用総額 26,070 千円のうち、稲美町から運行事業者への補助金額については、補助対象経費の限度額（15,000 千円/台）から国庫補助金を差し引いた差額を、沿線市町で按分し負担することとしている。

表 6 を添付。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

該当なし

（２）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 8 年 3 月 1 1 日（令和 7 年度第 3 回）
令和 8 年度事業計画（案）
令和 8 年度収支予算（案）
- ・ 令和 8 年 6 月 1 2 日（令和 8 年度第 1 回）
令和 7 年度事業報告
令和 7 年度決算報告、会計監査報告
地域間幹線系統補助の申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ バスの利用者の声を踏まえ、ダイヤ改正を実施するなど利用者の意見を運行計画の見直し等に反映している。
- ・ 稲美町地域公共交通活性化協議会にて、委員から各組織や町民等に対し利用してもらえるよう働きかけを依頼。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県加古郡稲美町国岡 1-1

（所 属）経営政策部企画課

（氏 名）蓬萊 敦司

（電 話）079-492-9130

（e-mail）kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

※令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
兵庫県 (稲美町)	神姫バス株式会社	(1) 加古川駅～水足～上新田北口(9)	1,464.0	
		(2) 土山駅～川北口～母里(10)	5,247.5	
		(3) 上新田北口～天満小学校～土山駅(11)	3,205.0	
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			9,917	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することであり、令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	神姫バス株式会社	令和 9 年度
------	----------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	集合バス事業					R7
	営業収益	10,827,028千円	営業外収益	75,596千円	経常収益(イ)	10,902,624千円
	営業費用	11,707,862千円	営業外費用	11,818千円	経常費用(ロ)	11,719,680千円
	営業損益	△ 880,834千円	営業外損益	63,778千円	経常損益	△ 817,056千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,920,097.0 km	経常収支率				93.02 %

基準期間の前年度の 損益状況	集合バス事業					R6
	営業収益	10,092,381千円	営業外収益	39,808千円	経常収益(イ)	10,132,189千円
	営業費用	11,328,571千円	営業外費用	20,915千円	経常費用(ロ)	11,349,486千円
	営業損益	△ 1,236,190千円	営業外損益	18,893千円	経常損益	△ 1,217,297千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	23,327,901.0 km	経常収支率				89.27 %

基準期間の前々年度の 損益状況	集合バス事業					R5
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km	経常収支率				86.62 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×100＝a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ×100＝b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×100＝c
北近畿	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭
京阪神	454円.82銭	486円.53銭	511円.32銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (a+b+c)÷3＝	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常費用の差 ニ－ヘ＝キ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ＝ト
北近畿	484円.32銭	446円.82銭	446円.82銭	37円.40銭	475円.67銭
京阪神	484円.32銭	589円.52銭	484円.32銭		475円.67銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要 綱別表2(注) 4.の適用割合 フ	改定率 コ
北近畿・京阪神	令和5年10月30日	基準期間の 当 年度	3 / 3	
		基準期間の 前 年度	2 / 3	28.61%
		基準期間の 前々 年度	1 / 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 別 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数 ()	計画平均 乗車密度	計画輸 送量 ①×② ＝③	系統キロ程 チ	地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程 オ	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率 オ÷チ＝ウ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程 ヌ	他路線との整合 部分に係るキロ程 ル	他路線との整合 率 ル÷チ	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との整 合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ＋ヌ＋ ル))÷チ＝マ	
				起点	主な 経由地	終点												
				①＝カッコ内	②	③												
北 近 畿	9		加古川駅～水足 ～上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	365日	3,643.0回 (9.9回)	3.2	31.6人	往3.5km 復3.5km	(平均) 9.4km		(平均)		(平均)	%	100.000
			加古川市								往3.5km 復3.5km			往6.1km 復6.1km	6.1km		%	64.693
			稲美町								往3.5km 復3.5km			往3.3km 復3.3km	3.3km		%	55.106
	10		土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,895.0回 (16.1回)	4.7	75.6人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		往0.5km 復0.5km	0.5km	(平均)	%	93.506
			加古川市								往7.7km 復7.7km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%	6.493
			稲美町								往7.7km 復7.7km			往6.5km 復6.5km	6.5km		%	84.415
			播磨町								往7.7km 復7.7km			往0.2km 復0.2km	0.2km		%	2.597
	11		上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,592.5回 (20.8回)	6.7	139.3人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		往0.5km 復0.5km	0.5km	(平均)	%	94.047
			加古川市								往8.4km 復8.4km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%	5.952
			稲美町								往8.4km 復8.4km			往7.2km 復7.2km	7.2km		%	85.714
			播磨町								往8.4km 復8.4km			往0.2km 復0.2km	0.2km		%	2.380
	計		3系統								往25.8km 復25.8km	(平均) 25.8km		往1.0km 復1.0km	1.0km	(平均)	%	
	(10)		土山駅～川北口 ～母里	土山駅	川北口	母里	365日	5,895.0回 (16.1回)	4.7	75.6人	往7.7km 復7.7km	(平均) 7.7km		往7.2km 復7.2km	7.2km	(平均)	%	6.493
			明石市								往7.7km 復7.7km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%	6.493
	(11)		上新田北口～天 満小学校～土山 駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	365日	7,592.5回 (20.8回)	6.7	139.3人	往8.4km 復8.4km	(平均) 8.4km		往7.8km 復7.8km	7.8km	(平均)	%	5.952
			明石市								往8.4km 復8.4km			往0.5km 復0.5km	0.5km		%	5.952
京 阪 神	計		2系統								往16.1km 復16.1km	(平均) 16.1km		往15.1km 復15.1km	15.1km	(平均)	%	
	合計		5系統								往41.7km 復41.6km	(平均) 41.6km		往16.1km 復16.1km	16.1km	(平均)	%	

神姫バス株式会社																					
補助 プロ ック 名	申 請 番 号	特 別 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益															補助対象系統の 経常収益の見込 額
						補助金交付要綱別表2(注4)の適用がある場合		3ヵ年平均		基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間					
						基準期間におけ る実車走行キロ の当り経常収益 の差又は定によ る増減		経常収益控除額 △hのいづれか 少ない額 h	補助金交付要綱 別表2(注4)の 適用後のキロ当 り経常収益 △h-h ₀ 、△h ₀ - △h	(g+e)'/3・f'		経常収益 ヤ'	実車走行 キロ ヤ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'・y'・nd	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ ヤ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'・y'・ne	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ ヤ'	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ'・y'・nd	
						ノ×ウのいづれ か少ない額 ノ×ウ×(1+△)× f×g															
北 近 畿	9		100.00%	68,463.8km	30,590,905円	194円/38線	36円/20線	36円/20線	194円/38線	230円/56線	13,111,398円	61,452.6km	213円/35線	16,441,033円	70,196.9km	234円/21線	16,844,026円	69,569.5km	244円/13線	13,306,585円	
	10		93.50%	90,783.0km	40,563,690円	299円/83線	55円/56線	37円/40線	299円/83線	337円/23線	27,703,642円	92,238.3km	300円/34線	30,834,203円	91,583.8km	336円/67線	34,001,616円	90,744.5km	374円/69線	27,219,466円	
	11		94.04%	127,554.0km	56,993,678円	388円/19線	69円/40線	37円/40線	388円/19線	425円/59線	47,147,682円	122,026.8km	386円/37線	52,748,356円	124,874.4km	422円/41線	59,655,781円	127,470.0km	467円/99線	48,515,187円	
合計				3,172,591.2km	128,148,243円						87,962,722円	275,717.7km		100,023,592円	286,655.1km		110,641,423円	287,784.0km		90,041,238円	
京 阪 神	(10)		6.49%	90,783.0km	43,958,944円	337円/23線	55円/56線		337円/23線	337円/23線	27,703,642円	92,238.3km	300円/34線	30,834,203円	91,583.8km	336円/67線	34,001,616円	90,744.5km	374円/69線	30,614,751円	
	(11)		5.95%	127,554.0km	61,764,197円	425円/59線	69円/40線		425円/59線	425円/59線	47,147,682円	122,026.8km	386円/37線	52,748,356円	124,874.4km	422円/41線	59,655,781円	127,470.0km	467円/99線	54,285,706円	
	合計				218,337.0km	105,723,141円					74,851,324円	214,265.1km		83,582,559円	216,458.2km		93,657,397円	218,214.5km		84,900,457円	

神姫バス株式会社																					
補助 プロ ック 名	特 別 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の乗車数	タ又はレののうち ずれが少ないほ うの額	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他都道府県の乗 入部分以外に係 るもの	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人未 満の路線	補助対象経費	ナ	ナ×1/2＝	ニ×ワーニ＝	経常費用から 経常収益を控除 した額	ウの負担者とその負担割合								
													都道府県		市区町村		その他の市		事業者自己負担		「その他の市」の 具体的概要
													負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	
北 近 畿	9	17,284,320円	13,765,907円	13,765,907円	13,765,907円	13,765,907円	8,342.973円	8,342 千円	4,171.0千円	19,844,859円	15,673,859円										
	加古川市					8,933,110円		5,414,006円	5,414 千円	2,707.0千円	12,877,924円	10,170,924円	390,533円	3.5%	2,346,067円	23.1%		7,463,924円	73.4%		
	稲美町					4,832,659円		2,929,894円	2,929 千円	1,464.0千円	6,966,736円	5,502,736円	195,200円	3.5%	1,269,800円	23.1%		4,038,736円	73.4%		
	10	13,344,194円	18,253,647円	13,344,194円	12,477,822円	12,477,822円	11,625,113円	11,625 千円	5,812.5千円	16,739,478円	10,926,978円										
	加古川市					886,438円		807,240円	807 千円	404.0千円	1,086,894円	682,894円	53,867円	7.9%	390,133円	51.3%		278,894円	40.8%		
	稲美町					11,264,501円		10,494,876円	10,494 千円	5,247.5千円	14,130,630円	8,883,130円	699,666円	7.9%	4,547,834円	51.2%		3,635,630円	40.9%		
	播磨町					346,548円		322,870円	322 千円	161.0千円	434,724円	273,724円	21,466円	7.8%	139,534円	51.0%		112,724円	41.2%		
	11	7,478,491円	25,847,155円	7,478,491円	7,033,296円	7,033,296円		7,033 千円	3,516.5千円	12,249,010円	8,732,510円										
	加古川市					445,119円			445 千円	222.5千円	729,061円	506,561円	29,686円	5.9%	192,834円	38.1%		284,061円	56.0%		
	稲美町					6,410,113円			6,410 千円	3,205.0千円	10,499,116円	7,294,116円	427,334円	5.9%	2,777,666円	38.1%		4,088,116円	56.0%		
	播磨町					177,988円			177 千円	89.0千円	291,526円	202,526円	11,866円	5.9%	77,134円	38.1%		113,526円	56.0%		
計				38,107,005円	57,866,709円	34,588,592円	33,276,476円	33,276,825円	19,967,876円	28,997 千円	13,500.0千円	47,016,811円	33,516,811円	1,799,996円	5.4%	11,700,002円	34.9%	20,016,811円	59.7%		
京 阪 神	(10)	13,344,193円	19,791,524円	13,344,193円	886,438円	886,438円	807,240円	807 千円	403.5千円	13,344,193円	12,940,693円										
	明石市					886,438円		807,240円	807 千円	403.5千円	886,438円	462,938円	53,801円	11.6%	349,699円	75.5%		59,438円	12.9%		
	(11)	7,478,491円	27,793,888円	7,478,491円	445,119円	445,119円		445 千円	222.5千円	7,478,491円	7,255,991円										
	明石市					445,119円			445 千円	222.5千円	445,119円	222,619円	29,667円	13.3%	192,833円	86.6%		119円	0.1%		
計				20,822,684円	47,575,412円	20,822,684円	1,311,557円	1,311,557円	807,240円	1,252 千円	626.0千円	1,311,557円	685,557円	83,468円	12.2%	542,532円	79.1%		59,557円	8.7%	
合計				58,929,689円	105,242,121円	55,411,276円	34,588,033円	34,588,382円	20,775,116円	29,249 千円	14,126千円	48,328,168円	34,202,168円	1,883,496円	5.5%	12,242,534円	35.8%		20,076,168円	58.7%	

(1) 記載要領

- 乗客バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者においては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗客バス事業と他の事業を兼営している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付自賠責第338号、自賠責15号、自賠責55号によると。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 地域キロ当たり補助経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によると。
- 認可を受けた補助対象期間の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 「補助金交付要綱別表2(注4)の適用割合」の欄は、「認可を受けた補助対象期間が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。
- 認定率の欄は、認可を受けた旅客運賃の上乗率の平均認定率を小数第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年6月2日改正前第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. 2.1に書きに該当する場合には「3」を記載すること。
- 「計画運行回数」の欄は、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日1回計画運行回数又は平日1日1回計画運行回数のいずれかを記載すること。
- 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編実施計画の認定を受けたキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数第3位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分には「リ」に記載すること。
- 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線である、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことであり、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「リ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画を実施する区域におけるキロ程」との比率の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量(乗客)を5人で割った数値(端数切り捨て)をいう。
- 「補助対象経費」の欄は、(ホ)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載すること。「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額に(ソ)の金額を加えて算出した金額を記載すること。また、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額に(ソ)の金額を加えて算出した金額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の「ノ」は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の1/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれかの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 「計画」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは増分の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することとする。
(記載例「令和0年度、令和1年度については、令和0年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数の違いを除き、変更がないため省略」)

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等幹線在籍第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(書頭書欄)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通連携維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象系統に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通連携維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
- 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
- 旅客運賃の上乗率変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注4)の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

都道府県名	広域行政圏名	市町村名	指定の理由
兵庫県	東播臨海	稲美町	人口約3万人を有する町で、県立高校や県立特別支援学校等がある。

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 (稲美町)	神姫バス株式会社	1	138

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 9 年度)				
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿 京阪神	1	土山駅～母里 上新田北口～土山駅 明石駅前～西明石駅～土山駅	第10・11・18号	第12・13・21号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	*残存価格(円)
	初年度への額＝ナ	前年度7(2年目のみ9)の額＝ウ	(定率法) $ナ \times 0.8 = ム$ (定額法) $ナ \times 0.2 = ム$	リ	$ム + リ = ノ$	オ	ク	ヤ	$ク \times ヤ \div 1.2$ (月) → マ (最終年度) $ク = マ$	$マ \times 1/2 = ケ$	ラ＝マ＝フ
1	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618	12	649,618 円	324.8	2,660,764
計	15,000,000	3,310,382	3,000,000	0	3,000,000	649,618	649,618		650 千円	324	2,660,764

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

--

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	エと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	リの額以内＝コ				エ	テ	ア	$ア \times 1/2 = サ$
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】	
補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ＋ア	ケ＋サ
650	324

【負担者とその負担割合】									
補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
北近畿京阪神	1	43,000円	13%	281,000円	87%			800円	
合計		43,000円		281,000円				800円	

- (1) 記載要領
1. 申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
 2. 「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
 3. 「車両の種類」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
 4. 「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
 5. 「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
 6. 「実質購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
 7. 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
 8. 【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
 9. 「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
 10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
 11. 【普通償却限度額】の外欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
※ 平成24年4月1日以後に取得した車両:保証率0.10800 改定償却率:0.500
 12. 【普通償却限度額(ナ欄)】は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
- (2) 添付書類
1. 補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
 2. 標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
 3. 低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
 4. 移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあつては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあつては、認定書の写し)
 5. 補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
 6. 過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（令和9年度）

協議会等名	申請 番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計	画	
加古川市 稲美町	神姫9	加古川駅～ 水足～ 上新田北口	加古川駅	水足	上新田北口	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②接続するコミュニティバスとの自社ICカード（NicoPa）による乗車券共通化による需要喚起の継続 ③加古川市との連携施策（市内上段運賃制度）の周知による利用促進 ④沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。加古川駅に設置するデジタルサイネージに時刻表データを提供 ⑤稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1％以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②加古川市・神姫バス株式会社 ③加古川市・神姫バス株式会社 ④稲美町・加古川市・神姫バス株式会社 ⑤稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
						①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかし i びじょん。」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、対前年で収支改善率1％以上を目標とする。		
播磨町 明石市 加古川市 稲美町	神姫10	土山駅～川 北口～母里	土山駅	川北口	母里	①バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ②沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかし i びじょん。」において時刻表データを提供 ③稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、対前年で収支改善率1％以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ③稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施
稲美町 加古川市 明石市 播磨町	神姫11	上新田北口 ～天満小学 校～土山駅	上新田北口	天満小学校	土山駅	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③沿線自治体との連携によるバス時刻表の作成・配布。土山駅前に設置するデジタルサイネージ、Web上「あかし i びじょん。」において時刻表データを提供 ④稲美町デマンドタクシーとの連携による相互利用の促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1％以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③播磨町・明石市・稲美町・神姫バス株式会社 ④稲美町・神姫バス株式会社 <実施時期> 通年で実施

【記載要領】

- この書類は、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下同じ。）の策定主体である都道府県協議会等と協議の上、作成すること。
- 各欄は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）に係る内容を運行系統ごとに記載すること。
- 申請番号は、生活交通確保維持改善計画認定申請書の申請番号と同一のものとする。
- 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載すること。
- 計画欄には、生活交通確保維持改善計画（地域間幹線系統確保維持計画を含む）に記載した補助対象期間に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他の特記事項を、取組実施欄には、計画に対応した補助対象期間の実績をそれぞれ記載すること。
- 備考欄には、今後の対応の方向性等特記すべき事項について記載すること。